

## 「交通安全に関する特別世論調査」の概要

平成 18 年 11 月  
内閣府政府広報室

- 調 査 対 象 全国 20 歳以上の者 3,000 人  
有効回収数：1,704 人（56.8%）  
調査期間 平成 18 年 10 月 5 日～10 月 15 日
- 調 査 目 的 交通安全に関する国民の意識を調査し、今後の施策の参考とする。
- 調 査 項 目 (1) 後部座席でのシートベルトの着用について  
(2) 飲酒運転について  
(3) 高齢者マークについて  
(4) 高齢運転者の認知機能の検査について  
(5) 自転車の通行場所について  
(6) 自転車のヘルメット着用について

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを  
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室  
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1  
電話 03(3581)0070  
FAX 03(3580)1186

# 「交通安全に関する特別世論調査」の要旨

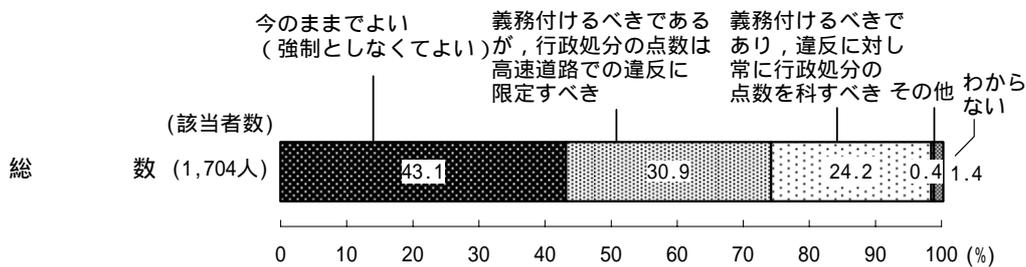
平成 18 年 11 月  
内閣府政府広報室

調査時期：平成 18 年 10 月 5 日～平成 18 年 10 月 15 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,704 人（56.8%）

## 1 後部座席でのシートベルトの着用について

平成 18 年 10 月

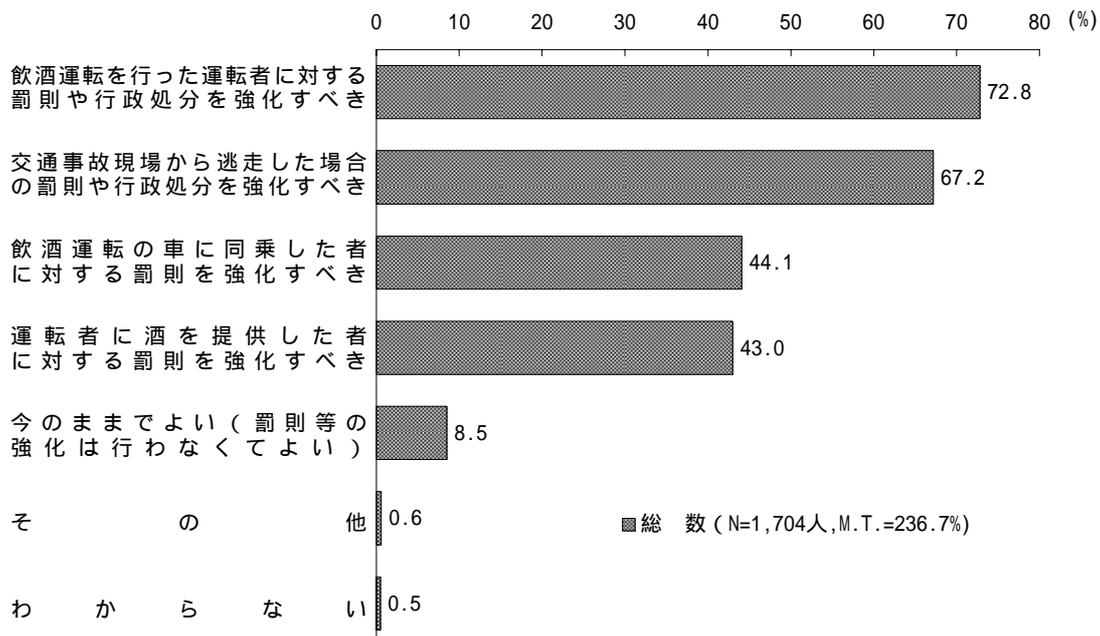
- ・今のままでよい（強制としなくてよい） 43.1%
- ・義務付けるべきであるが、行政処分の点数は高速道路での違反に限定すべき 30.9%
- ・義務付けるべきであり、違反に対し常に行政処分の点数を科すべき 24.2%
- ・その他 0.4%
- ・わからない 1.4%



## 2 飲酒運転について（複数回答）

平成 18 年 10 月

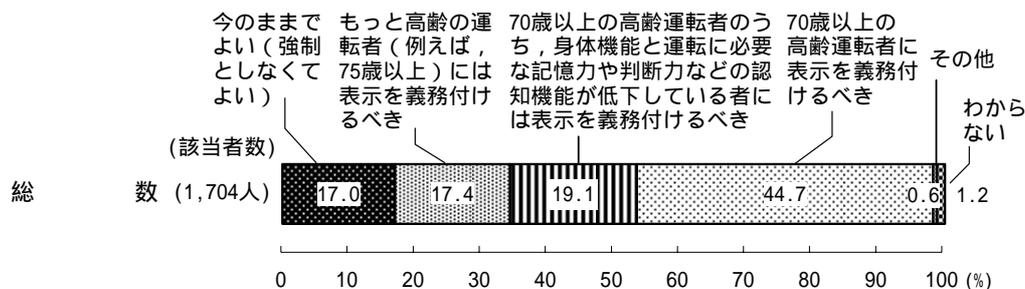
- ・飲酒運転を行った運転者に対する罰則や行政処分を強化すべき 72.8%
- ・交通事故現場から逃走した場合の罰則や行政処分を強化すべき 67.2%
- ・飲酒運転の車に同乗した者に対する罰則を強化すべき 44.1%
- ・運転者に酒を提供した者に対する罰則を強化すべき 43.0%
- ・今のままでよい（罰則等の強化は行わなくてよい） 8.5%
- ・その他 0.6%
- ・わからない 0.5%



### 3 高齢者マーク（現在70歳以上に任意）について

平成18年10月

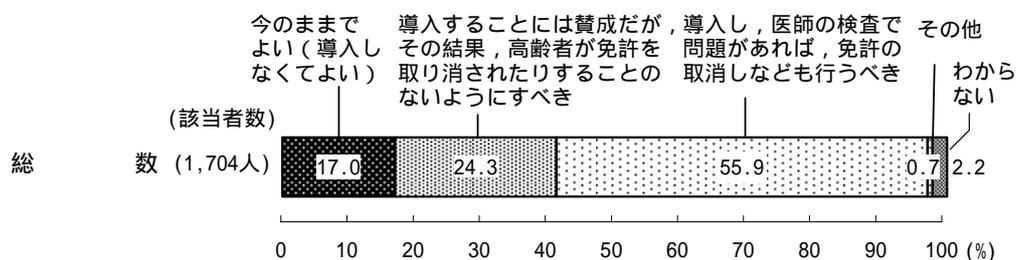
- ・今のままでよい（強制としなくてよい） 17.0%
- ・もっと高齢の運転者（例えば、75歳以上）には表示を義務付けるべき 17.4%
- ・70歳以上の高齢運転者のうち、身体機能と運転に必要な記憶力や判断力などの認知機能が低下している者には表示を義務付けるべき 19.1%
- ・70歳以上の高齢運転者に表示を義務付けるべき 44.7%
- ・その他 0.6%
- ・わからない 1.2%



### 4 高齢運転者の認知機能の検査について

平成18年10月

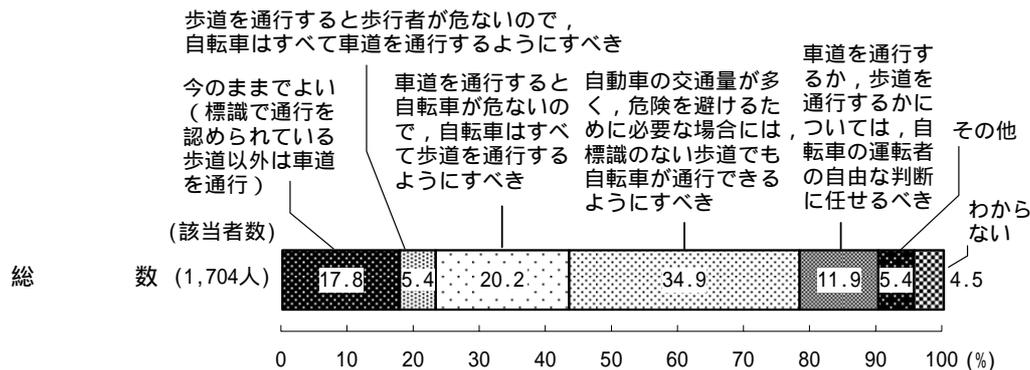
- ・今のままでよい（導入しなくてよい） 17.0%
- ・導入することには賛成だが、その結果、高齢者が免許を取り消されたりすることのないようにすべき 24.3%
- ・導入し、医師の検査で問題があれば、免許の取消しなども行うべき 55.9%
- ・その他 0.7%
- ・わからない 2.2%



## 5 自転車の通行場所について

平成 18 年 10 月

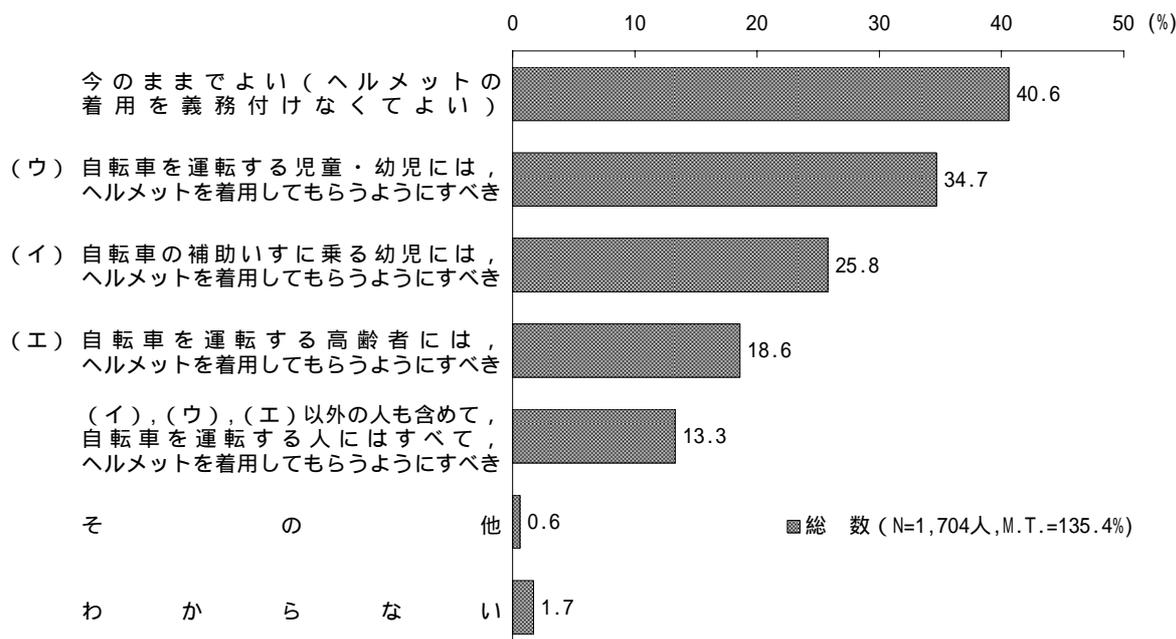
- ・今のままでよい（標識で通行を認められている歩道以外は車道を通行） 17.8%
- ・歩道を通行すると歩行者が危ないので、自転車はすべて車道を通行するようにすべき 5.4%
- ・車道を通行すると自転車が危ないので、自転車はすべて歩道を通行するようにすべき 20.2%
- ・自動車の交通量が多く、危険を避けるために必要な場合には、標識のない歩道でも自転車が通行できるようにすべき 34.9%
- ・車道を通行するか、歩道を通行するかについては、自転車の運転者の自由な判断に任せるべき 11.9%
- ・その他 5.4%
- ・わからない 4.5%



## 6 自転車のヘルメット着用について（複数回答）

平成 18 年 10 月

- ・今のままでよい（ヘルメットの着用を義務付けなくてよい） 40.6%
- ・自転車を運転する児童・幼児には、ヘルメットを着用してもらうようにすべき 34.7%
- ・自転車の補助いすに乗る幼児には、ヘルメットを着用してもらうようにすべき 25.8%
- ・自転車を運転する高齢者には、ヘルメットを着用してもらうようにすべき 18.6%
- ・（イ）、（ウ）、（エ）以外の人も含めて、自転車を運転する人にはすべて、ヘルメットを着用してもらうようにすべき 13.3%
- ・その他 0.6%
- ・わからない 1.7%



## 交通安全に関する特別世論調査

平成 18 年 11 月

調査時期：平成 18 年 10 月 5 日から平成 18 年 10 月 15 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,704 人（56.8%）

話は変わりますが、次に時事問題として、「交通安全」についてお伺いします。

（〔資料〕を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。）

〔資料〕

平成 17 年中の交通事故死亡者数は、49 年ぶりに 6,000 人台まで減少しましたが、依然として多くの方が交通事故で亡くなっています。

政府では、平成 15 年から「10 年間で交通事故死亡者を 5,000 人以下とする」という目標の達成に向け、高齢運転者の事故防止対策や自転車の事故防止対策など様々な交通安全対策を実施しています。

Q 1〔回答票 17〕現在、自動車の運転者と助手席の同乗者には、シートベルトの着用が義務付けられており、違反すると行政処分の点数が科されます。一方、後部座席の同乗者については強制とはされておりませんが、未着用者が外に投げ出されるといった事故もあるため、後部座席の同乗者にもシートベルトの着用を義務付けるべきという意見があります。このことについて、あなたはどのように思いますか。この中から 1 つだけお答え下さい。

(43.1) (ア) 今のままでよい(強制としなくてよい)

(30.9) (イ) 義務付けるべきであるが、行政処分の点数は高速道路での違反に限定すべき

(24.2) (ウ) 義務付けるべきであり、違反に対し常に行政処分の点数を科すべき

( 0.4) その他( )

( 1.4) わからない

Q 2〔回答票 18〕現在、飲酒運転を行うと、厳しい罰則などが科されます。しかし、最近、飲酒運転による交通事故が多発し、また、飲酒運転の発覚を恐れるなどの理由で、事故現場から逃走する事例も目立っており、こうした悪質な行為を防止するため、さらに罰則等を強化すべきとの意見があります。このことについて、あなたはどのように思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M・A.)

( 8.5) (ア) 今のままでよい(罰則等の強化は行わなくてよい)

(72.8) (イ) 飲酒運転を行った運転者に対する罰則や行政処分を強化すべき

(43.0) (ウ) 運転者に酒を提供した者に対する罰則を強化すべき

(44.1) (エ) 飲酒運転の車に同乗した者に対する罰則を強化すべき

(67.2) (オ) 交通事故現場から逃走した場合の罰則や行政処分を強化すべき

( 0.6) その他( )

( 0.5) わからない

(M・T・ = 236.7)

Q 3〔回答票 19〕現在，70 歳以上の高齢者が自動車を運転する際に，他の運転者に注意を促すために「高齢者マーク」を表示する制度があります。このマークの表示は運転者の判断で行うこととなっていますが，高齢運転者の事故を防ぐため，70 歳以上の方すべてにマークの表示を義務付けるべきという意見があります。このことについて，あなたはどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (17.0) (ア) 今のままでよい(強制としなくてよい)
- (17.4) (イ) もっと高齢の運転者(例えば，75 歳以上)には表示を義務付けるべき
- (19.1) (ウ) 70 歳以上の高齢運転者のうち，身体機能と運転に必要な記憶力や判断力などの認知機能が低下している者には表示を義務付けるべき
- (44.7) (エ) 70 歳以上の高齢運転者に表示を義務付けるべき
- ( 0.6) その他( )
- ( 1.2) わからない

---

Q 4〔回答票 20〕現在，70 歳以上の高齢者には，運転免許の更新の際に，高齢者講習の受講が義務付けられています。高齢者の交通事故を防ぐため，更新の際に，運転に必要な記憶力や判断力などの認知機能を判定する簡単な検査を行い，その結果に応じた講習を行ったり，場合によっては，医師による正式な検査を受けてもらったりする制度を導入すべきとの意見があります。このことについて，あなたはどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (17.0) (ア) 今のままでよい(導入しなくてよい)
- (24.3) (イ) 導入することには賛成だが，その結果，高齢者が免許を取り消されたりすることのないようにすべき
- (55.9) (ウ) 導入し，医師の検査で問題があれば，免許の取消しなども行うべき
- ( 0.7) その他( )
- ( 2.2) わからない

---

Q 5〔回答票 21〕現在，自転車は標識で通行を認められている歩道以外は車道を通行することとなっています。しかし，自転車が車道で事故に巻き込まれたり，歩道で歩行者を事故に巻き込んだりするケースが増加しており，こうした自転車の交通事故を防ぐため，自転車が通行する場所を見直すべきとの意見があります。このことについて，あなたはどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (17.8) (ア) 今のままでよい(標識で通行を認められている歩道以外は車道を通行)
- ( 5.4) (イ) 歩道を通行すると歩行者が危ないので，自転車はすべて車道を通行するようにすべき
- (20.2) (ウ) 車道を通行すると自転車が危ないので，自転車はすべて歩道を通行するようにすべき
- (34.9) (エ) 自動車の交通量が多く，危険を避けるために必要な場合には，標識のない歩道でも自転車が通行できるようにすべき
- (11.9) (オ) 車道を通行するか，歩道を通行するかについては，自転車の運転者の自由な判断に任せるべき
- ( 5.4) その他( )
- ( 4.5) わからない

Q 6〔回答票 22〕現在，自転車に乗る場合は，ヘルメットの着用は義務とはなっていません。しかし，自転車乗車中の事故で亡くなる方の多くは，頭部の怪我が死亡の原因となっており，事故の被害を小さくするため，ヘルメットの着用を義務付けるべきとの意見があります。このことについて，あなたはどう思いますか。この中からいくつでもあげてください。(M . A .)

(40.6) (ア) 今のままでよい(ヘルメットの着用を義務付けなくてよい)

(25.8) (イ) 自転車の補助いすに乗る幼児には，ヘルメットを着用してもらうようにすべき

(34.7) (ウ) 自転車を運転する児童・幼児には，ヘルメットを着用してもらうようにすべき

(18.6) (エ) 自転車を運転する高齢者には，ヘルメットを着用してもらうようにすべき

(13.3) (オ)(イ),(ウ),(エ)以外の人も含めて，自転車を運転する人にはすべて，ヘルメットを着用してもらうようにすべき

( 0.6) その他( )

( 1.7) わからない

( M . T . = 135.4 )